

群馬大学大学教育・学生支援機構学生支援センター学生相談・生活部会要項

平成 18. 4. 1 制定

改正 平成 20. 4. 1 平成 23. 7. 21

平成 26. 4. 1 平成 28. 7. 1

平成 29. 5. 1 令和 5. 4. 1

(趣 旨)

第 1 この要項は、群馬大学大学教育・学生支援機構学生支援センター運営委員会内規（以下「内規」という。）第 8 条第 2 項の規定に基づき、学生支援センター学生相談・生活部会（以下「部会」という。）に関し必要な事項を定める。

(検討事項)

第 2 部会は、学生相談及び学生生活に関する次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 学生生活の支援に関すること。
- (2) 学生相談の企画、立案及び実施に関すること。
- (3) 障害学生の支援に関すること。
- (4) 学寮の管理・運営に関すること。
- (5) 奨学金に関すること。
- (6) 入学料及び授業料等の免除及び徴収猶予に関すること。
- (7) 課外活動及びボランティア活動の支援に関すること。
- (8) 課外活動施設及び学生研修施設等に関すること。
- (9) その他学生生活に関すること。

(組 織)

第 3 部会は、次の各号に掲げる部会員をもって組織する。

- (1) 副センター長
- (2) 学生支援センターの主担当を命ぜられた教員
- (3) 内規第 3 条第 4 号及び第 5 号に定める委員
- (4) 大学教育センターから選出された教員 1 人
- (5) 健康支援総合センターから選出された教員 1 人
- (6) グローバルイニシアチブセンターから選出された教員 1 人
- (7) 学務部長
- (8) センター長が指名する者 若干人

(任 期)

第 4 第 3 第 4 号、第 5 号、第 6 号及び第 8 号の部会員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。  
ただし、補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第 5 部会に部会長を置き、副センター長をもって充てる。

2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を代行する。

(会 議)

第6 会議は、部会員の過半数の出席がなければ開くことはできない。

(部会員以外の者の出席)

第7 議長が必要と認めたときは、部会員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(事務)

第8 部会の事務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第9 この要項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(要項の改廃)

第10 この要項の改廃は、学生支援センター運営委員会の議を経て、機構長が行う。

附 則

この要項は、平成23年7月21日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。